

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 4 月 8 日 (金) 第 8 2 8 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (2 件) (207・208) (会計指導課) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (209) (中部総合事務所県民局) 2
	土地改良区の役員の就任 (2 件) (210・211) (中部総合事務所農林局) 3
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) 3
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) 4

告 示

鳥取県告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
医療指導課の所管に属する許認可事務及び試験に係る手数料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県福祉保健部医療指導課
主幹 西田 秋美
- 3 委任期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

鳥取県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
久本砕石株式会社役員に対する損害賠償請求事件（平成14年（ワ）第182号）の債権に係る収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県県土整備部治山砂防課
課長補佐兼主幹 山田 英明
副主幹 森 麻樹
主事 中村 大樹
- 3 委任期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

鳥取県告示第209号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年5月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日
平成23年3月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人田舎暮らしの応援団
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
福井 恒美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市米田町883
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域住民、行政、企業、大学、各種団体との連携をとりながら、鳥取県中部地区中山間地域の高齢者の生活支援、地域に県内外から移住された方と定住者との交流会開催、これから移住を考えておられる方への、田舎暮らし体験、就労、就農、住居、イベントなどの情報発信等の事業を行うことにより、移住定住の促進を図り、地域の活性化と人口増加を目指し、ふる里を愛する心を育むことによって、地域全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

就任した役員の氏名及び住所
監 事 加 島 豊 年 倉吉市不入岡317-1
平成23年3月26日就任 任期 平成25年4月4日まで

鳥取県告示第211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

就任した役員の氏名及び住所
監 事 鳥 飼 敢 倉吉市関金町大鳥居246-1
平成23年3月21日就任 任期 平成24年2月9日まで

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成23年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八束水字短尾2707-162外1筆(7,265平方メートル)	砂(21,326立方メートル)	平成23年3月10日から平成24年3月9日まで	平成23年3月10日
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市賀露町西二丁目2670-1外2筆(2,629平方メートル)	砂(7,443立方メートル)	平成23年3月30日から平成24年3月29日まで	平成23年3月30日

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成23年4月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成23年8月23日(火)午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成23年11月3日(木)午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成23年5月30日（月）から同年6月3日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるものであることを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成23年4月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 2級

2 実施日時

- (1) 学科試験
平成23年8月23日（火）午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
平成23年9月3日（土）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成23年5月30日（月）から同年6月3日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
 - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。